



43歳未満の人の不妊治療に医療保険が適用

特定不妊治療費助成の変更

問い合わせ 健康推進課（東8南13、保健福祉センター内、☎25・9722）

令和4年4月1日から、43歳未満の人の不妊治療には医療保険が適用されています。その場合は、帯広市特定不妊治療費助成制度の対象となりません。（表）

令和4年度からの帯広市の助成制度

◆治療開始時に43歳未満の人
治療開始時に43歳未満の人で令和3年度までに治療を開始し、令和4年度中に終了する場合は経過措置として1回に限り助成対象となります。

◆治療開始時に43歳以上の人
帯広市特定不妊治療費助成制度の対象となりますが、特定不妊治療費助成や保険適用による治療実績が上限回数に達している人は、助成対象になりません。

申請時のお願い

現在、新型コロナウイルス感染症対策として、原則郵送での申請をお願いしています。なお、来所での手続きを希望する場合は、事前の連絡が必要です。

申請に必要な様式や制度の内容については、市ホームページをご覧ください。



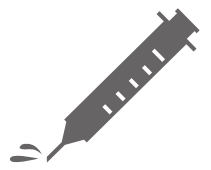
市ホームページ ID. 1004566

表 令和4年度以降の帯広市特定不妊治療費助成制度

治療開始日	令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から	回数
治療開始年齢	令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から	回数
43歳未満	特定不妊治療費助成制度 北海道：30万円上限 帯広市：7万5000円上限	医療保険による治療のため助成制度の対象外	1子ごとの治療 40歳未満：6回まで 40～43歳：3回まで
	3月31日までに治療開始	→ 令和4年度中に治療終了	年度をまたぐ治療 1回のみ
	※経過措置：上記治療経過の人は1回のみ助成金の対象		
43歳以上	特定不妊治療費助成制度 帯広市：7万5000円上限	特定不妊治療費助成制度 帯広市：7万5000円上限 ※特定不妊治療費助成や保険適用の治療を上限回数まで受けた人は対象外	1子ごとの治療 3回まで

不妊に関する専門相談

治療への不安など、不妊に悩む夫婦に対する相談機関です。【予約制】
不妊専門相談センター
(旭川医科大学病院産婦人科)
☎0166・68・2568
毎週火曜日：11時～16時



高齢者の肺炎予防

肺炎球菌予防接種の助成

問い合わせ 健康推進課（東8南13、保健福祉センター内、☎25・9720）

市では、過去に一度も高齢者肺炎球菌予防接種を受けたことがない人を対象に、接種料金の一部を助成しています。

今年度の対象者は、次の①②両方に該当する人です。対象者には、接種方法などに関するお知らせを5月末に郵送します。市に接種記録がないため、過去に任意接種（全額自己負担）した人にもお知らせが郵送されますが、助成対象にはなりません。

①令和4年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人（表）
②初めて肺炎球菌予防接種（ニューモバックス）を受ける人
※60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器、免疫の機能に重度の障害のある人は助成対象になる場合がありますので、問い合わせください。

実施期間 令和5年3月31日（金）まで

持ち物

- ・5月末に郵送されるお知らせ
- ・健康保険証など（住所と生年月日を確認できるもの）

費用

2900円
※生活保護受給者は生活保護受給証明書を持参すると、費用が免除されます。

実施医療機関

郵送するお知らせに一覧を同封するほか、市ホームページに掲載しています。



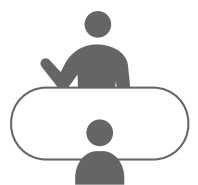
市ホームページ ID. 1004874

表 令和4年度高齢者の肺炎球菌予防接種対象年齢

年齢	生年月日
65歳	昭和32年4月2日生まれ～昭和33年4月1日生まれ
70歳	昭和27年 “ “ ～昭和28年 “ “
75歳	昭和22年 “ “ ～昭和23年 “ “
80歳	昭和17年 “ “ ～昭和18年 “ “
85歳	昭和12年 “ “ ～昭和13年 “ “
90歳	昭和7年 “ “ ～昭和8年 “ “
95歳	昭和2年 “ “ ～昭和3年 “ “
100歳	大正11年 “ “ ～大正12年 “ “

注意

新型コロナワクチンとその他のワクチンは、互いに、片方のワクチンを受けてから2週間以上の間隔を空けてください。



さまざまな問題の解決をお手伝い

帯広市自立相談支援センターふらっと

問い合わせ 生活支援第1課（市庁舎1階、☎65・4235）

「帯広市自立相談支援センターふらっと」は、日常の生活、仕事、家族、金銭の問題など、さまざまな理由で生活に困り事を抱えている人の相談窓口です。

相談員が問題の原因を整理し、一人ひとりの状況に合わせた支援プランの作成や、各種手続きのサポートを行っています。

また、必要な支援内容に応じて、市や医療機関などの関係機関への紹介や同行も行っています。

対象者

市内に居住していて、経済的に困っている人、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人（生活保護受給者は除く）と、その家族など

相談方法

面談、電話、Eメールで相談を受け付けています。面談を希望する場合は、事前にご連絡ください。

このような相談が寄せられています

- コロナ禍により生活費や家賃の支払いに困っている
- なかなか就職ができない
- 働いた経験がない
- 支援の受け方が分からない
- 公共料金が支払えない
- 家族や友人が悩んでいる
- （親の介護、子どもの養育など）

＼ 気軽に相談してください！ ＼



帯広市自立相談支援センターふらっと

● 受付日時
月～土曜日、
8時45分～17時30分
※ 祝日・年末年始を除く。火曜日のみ17時30分～20時での面談もできます。（予約が必要です）
● 場所
西6条南6丁目3、ソネビル2階（ソネビル東館に駐車場あり）
☎20・7366
✉ obihiro-flat@keisei-kai.jp

